

地域貢献プログラム「この指とまれ！プロジェクト」選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 一般財団法人銚子円卓会議（以下「円卓会議」という。）は、域内外の個人及び企業等からお預かりした寄付金をもとに、地域貢献プログラム「この指とまれ！プロジェクト」（以下「この指とまれ！プロジェクト」という。）を実施している。当該事業の支援先となる団体等を公平かつ公正に選定するため、「この指とまれ！プロジェクト」選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

1. 円卓会議が実施する「この指とまれ！プロジェクト」に係る支援団体の選定に関すること。
2. その他、円卓会議が行う「この指とまれ！プロジェクト」の支援団体を選定するためには必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員 5 名以上 10 名以内をもって組織する。

2. 委員は、円卓会議の評議員又は理事、若しくはその推薦を受けた者、又はまちづくりに関し優れた見識を有する者のうちから選定し、代表理事が委嘱する。
3. 委員の選定にあたっては、市民、若者、行政、専門家など、多様な立場の意見を反映するよう努めるものとし、一部については公募により選任することができる。
4. 委員長は、委員の互選により選出する。
5. 委員の任期は2年とする。ただし、円卓会議の承認を得た場合は再任を妨げない。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2. 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3. 委員がやむを得ず出席できない場合は、委員長の承認を得て代理者が出席することができる。
4. 委員長は、会議において必要があると認めるときは、当該業務に関する知識又は経験を有する者を会議に参加させ、意見を聞くことができる。

(委員会の記録及び報告)

第5条 委員長は、委員会の審議の経過及び結果を記録し、円卓会議に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 委員長及び委員並びに委員会の会議に出席した職員は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、円卓会議協働事務局が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
3. この要綱は、令和 8 年 2 月 1 日から改正施行する。